

公布された条例のあらまし

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）

- 1 警察職員のうち警察官の定数を 1,694 人に増員し、警察官の階級別定員を改正することとした。（第 2 条及び別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

- 1 船員である職員の責めにより退職した場合においても、船員法の規定による送還の費用に相当する金額を旅費として支給することとし、当該支給した旅費の償還を当該職員に請求すること等とした。（第 30 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

- 1 佐賀県知事等の退職手当の額の算出に係る割合を改めることとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（条例第 38 号）

- 1 この条例は、離島振興対策実施地域内において、製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業若しくは離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第 1 条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を次のとおり免除することができることとした。（第 3 条関係）

税目	免除する税額	免除する期間
事業税	1 離島振興対策実施地域内において、対象期間内に特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する税額	当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年若しくは事業年度の所得金額又は収入金額に対して事業税を課すべきこととなる年度以降 3 箇年度
	2 離島振興対策実施地域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 3 分の 1 を超え、かつ、2 分の 1 以下であるものについて、離島振興法第 2 条第 2 項の規定による国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の公示の日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する税額	当該事業税の課税免除を最初にした年度以降 5 箇年度

不動産取得税	対象期間内に特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額	取得の時
固定資産税	対象期間内に特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する税額	最初に固定資産税が課されることとなる年度以降3箇年度

3 課税免除の申請手続及び適用除外並びに佐賀県行政手続条例の適用除外について定めることとした。（第4条～第6条関係）

4 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

6 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例等について所要の改正を行うこととした。

佐賀県税条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、法人を除外し、個人に限定することとした。（第30条及び第46条の4関係）

2 所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者に限る。）について、所得税から控除しきれなかった額を限度額の範囲内で個人の県民税から控除することとした。（附則第5条の6関係）

3 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受ける上場株式等に係る配当所得等について、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすることとした。（附則第6条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1については平成28年1月1日、2については平成27年1月1日、3については平成29年1月1日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律により、原子力規制委員会が、発電用原子炉の使用前検査及び施設定期検査を行うこととなることに伴い、所要の改正を行うこととした。（第4条関係）

2 この条例は、公布の日又は原子力規制委員会設置法附則第17条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 公職選挙法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第1条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。  
佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例及び佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第42号)
- 1 動物の愛護及び管理に関する法律が改正されることとなったことに伴い、関係条例を改正することとした。
  - (1) 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(第1条関係)
    - ア 第二種動物取扱業者について、多頭飼養の届出の義務等を条例の対象から除外することとした。
    - イ その他所要の改正を行うこととした。
  - (2) 佐賀県手数料条例の一部改正(第2条関係)  
動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成25年9月1日から施行することとした。  
佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第43号)
- 1 技能検定試験手数料の減免の対象に次の者を加えることとした。(第9条関係)
  - (1) 短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者で職に就いていないもの
  - (2) 求職者支援訓練を受けている者
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。